

## 速報！平成16年度税制改正

### 平成16年度税制改正大綱

12月17日、自民・公明の与党2党は平成16年度税制改正大綱を発表しました。デフレ不況から脱却するために欠かせない資産の活用を目指し、土地譲渡益課税の軽減をはじめ住宅土地税制の見直し・延長を行い、また住宅ローン減税の延長措置を講じるなど土地取引の活性化を促す内容となっています。また中小企業対策としては、未公開株式の譲渡益課税の軽減や株式による事業承継の円滑化等の措置を講じています。

主な改正内容は以下のとおりです。なお、これらの具体的な内容と今後の対策につきましては、**平成16年1月22日(木)の新春タクトセミナー**でご紹介させていただく予定です。

### 【住宅税制】

項目		改正前	改正後(H16.1.1以降)
個人	所得税	(住宅ローン控除) ・最大50万円(年間)を10年間控除は、H15.12.31まで適用	・平成16年の1年間は、現行制度を継続し、その後、平成20年までの4年間は控除額を逡減して、延長
	所得税 居住用財産	(買換え) ・買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除はH15.12.31まで適用	・残債要件を撤廃して、H18.12.31まで3年間延長
		(新設) ・譲渡損失の繰越控除	・一定の居住用財産の譲渡損失(借入金の金額から譲渡対価の額を控除した残額を限度とする)の繰越控除が可能
		(買換え及び交換) ・特定の居住用財産の買換え及び交換の特例はH15.12.31まで適用	・現行制度をH18.12.31まで3年間延長
	その他	(優良賃貸住宅の割増償却) ・現行制度はH16.3.31まで適用	・対象住宅を縮減し、償却率を引下げて、H18.3.31まで2年間延長
(給与所得者の住宅取得資金貸付) ・特例はH16.12.31まで適用		・現行制度をH18.12.31まで2年間延長	

### 【中小企業税制】

項目		改正前	改正後
個人	所得税	(みなし配当等の課税の特例) ・非上場株式を発行会社に譲渡した場合、みなし配当課税あり	・相続財産に係る非上場株式を発行会社に譲渡した場合には、みなし配当課税は行わず、譲渡所得として課税する。 (注) H16.4.1以後の相続・譲渡に適用
		(青色申告特別控除) ・55万円(正規簿記) ・45万円(簡易簿記)	(H17年分以後) ・65万円(正規簿記) ・簡易簿記による経過措置は廃止
	相続税	(特定事業用資産の特例) ・特定同族会社株式等の価額の上限3億円	(H16.1.1以降) ・上限を10億円に引き上げ

### 【土地税制】

項目		改正前	改正後(H16.1.1以降)
個人	所得税	(長期譲渡所得の課税の特例) ・特別控除後の譲渡益に対して26%(所得税20%、住民税6%)の分離課税	・特別控除後の譲渡益に対して20%(所得税15%、住民税5%)の分離課税

		(優良住宅地の造成等の長期譲渡) ・特別控除後の譲渡益 4,000 万円以下の部分: 20% (所得税 15%、住民税 5%) ・特別控除後の譲渡益 4,000 万円超の部分: 26% (所得税 20%、住民税 6%)	・譲渡益 2,000 万円以下の部分: 14% (所得税 10%、住民税 4%) ・譲渡益 2,000 万円超の部分: 20% (所得税 15%、住民税 5%) (注) 収用等の特別控除の適用を受けた場合は、 軽減税率の適用はなし
		(長期譲渡の 100 万円特別控除) ・H15.12.31 まで適用	・廃止
		(土地等の短期譲渡の課税の特例) ・原則として、譲渡益に対して 52% (所得税 40%、住民税 12%) が課税	・譲渡益に対して、39% (所得税 30%、住民税 9%) が課税
		(土地等の譲渡損失の損益通算) ・他の所得との損益通算可能	・土地、建物等の譲渡損失の金額については、 土地、建物等の譲渡による所得以外の所得との 通算及び翌年以降への繰越は認めない
		(事業用資産の買換え特例) ・特例の適用は、H15.12.31 まで適用	・現制度を H18.12.31 まで 3 年間延長
法人	法人税	(土地重課) ・H15.12.31 まで適用停止	・H20.12.31 まで 5 年間適用停止延長
		(事業用資産の買換え特例) ・特例の適用は、H15.12.31 まで適用	・H18.12.31 まで 3 年間延長

### 【金融・証券税制】

	項目	改正前	改正後 (H16.1.1 以降)
個人	所得税	(非上場株式の譲渡) ・譲渡益に対して 26% (所得税 20%、住民税 6%) の分離課税	・譲渡益に対して 20% (所得税 15%、住民税 5%) の分離課税
		(公募株式投資信託) ・公募株式投資信託は上場株式等と区分して取り 扱い	・譲渡した場合には、上場株式等の優遇税率 10% (所得税 7%、住民税 3%) を適用する。 ・特定口座内保管上場株式等の範囲に公募株式 投資信託を加える。 ・公募株式投資信託の譲渡損失については、上 場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の対象と する。

### 【年金税制】

	項目	改正前	改正後 (H17 年分以降)
個人	所得税	(公的年金等控除額) ・65 歳で控除額を区分	・65 歳以上の上乗せ分を廃止 ただし、65 歳以上の老年者に対しては最低保障額 である控除額を 50 万円加算し、120 万円とする。
		(老年者控除) ・50 万円	・廃止

### 【法人関連】

	項目	改正前	改正後
法人	法人税	(連結付加税) ・2%	・廃止
		(欠損金の繰越控除) ・繰越期間 5 年間	・繰越期間を 7 年に延長。 ・平成 13 年 4 月 1 日以後に、開始した事業年度 に生じた欠損金について遡って適用。

(担当: 山田毅志・小林進)